

一般社団法人 長崎県漁港漁場協会の概要

- 1 名 称 一般社団法人 長崎県漁港漁場協会
- 2 所在地 長崎市元船町17番1号 TEL 095-826-6283
- 3 設 立 平成17年4月1日(前身:(社)長崎県水産開発協会)
平成25年4月1日一般社団法人 長崎県漁港漁場協会
- 4 設立目的 本協会は、漁港、漁場及び漁村の総合的整備や漁業の振興、漁港、漁場の合理的利用を促進するとともに、漁港、漁場及び漁村に関する調査、啓発普及を行うことにより、水産資源の適切な管理と漁場環境の保全を図り、もって本県水産業の発展と地域の活性化並びに水産物の安定供給に寄与することを目的としています。
- 5 会員数 86名(県1、市町20、漁協等64、長崎県漁場整備開発協会1)
- 6 役員数 理事8名(会長、副会長、専務理事、理事5名)
監事2名
- 7 職員数 3名(専務理事兼事務局長、事務局次長、書記)
- 8 事 業
- ①漁港、漁場及び漁村に関する建議、請願及び意見の発表
 - ②漁港、漁場及び漁村に関する講習会等の開催
 - ③漁港、漁場及び漁村に関する各種知識の普及啓発及び国際交流
 - ④漁港、漁場及び漁村に関する資料の収集及び調査研究
 - ⑤漁港、漁場及び漁村に関する資料及び刊行物の紹介並びに斡旋
 - ⑥漁港、漁場及び漁村に関する関係機関等との連携及び連絡調整
 - ⑦漁港、漁場及び漁村に関する情報誌の発行
 - ⑧本協会の目的を達成するために必要な業務等の受託
 - ⑨その他本協会の目的を達成するために必要な事業

一般社団法人長崎県漁港漁場協会定款

設立認可	昭和53年	6月27日	長崎県指令53漁第137号
設立登記	昭和53年	7月13日	
一部変更	昭和56年	6月12日	
	〃	昭和60年	5月25日
	〃	平成2年	6月1日
	〃	平成3年	6月1日
	〃	平成12年10月	6日
	〃	平成14年	6月21日
	〃	平成17年	4月1日
全部改正	平成25年	4月1日	
一部変更	令和2年	6月18日	
	令和3年	6月15日	

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、一般社団法人 長崎県漁港漁場協会（以下「本協会」という。）という。

(事 務 所)

第2条 本協会は、主たる事務所を長崎県長崎市に置く。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 本協会は、漁港、漁場及び漁村の総合的整備や漁業の振興、漁港、漁場の合理的利用を促進するとともに、漁港、漁場及び漁村に関する調査、啓発普及を行うことにより、水産資源の適切な管理と漁場環境の保全及び地域資源との連携を図り、もって本県水産業の発展及び地域の活性化並びに水産物の安定供給に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 本協会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

(1) 漁港、漁場及び漁村に関する建議、請願及び意見の発表

- (2) 漁港、漁場及び漁村に関する講習会等の開催
- (3) 漁港、漁場及び漁村に関する各種知識の普及啓発及び国際交流
- (4) 漁港、漁場及び漁村に関する資料の収集及び調査研究
- (5) 漁港、漁場及び漁村に関する資料及び刊行物の紹介並びに斡旋
- (6) 漁港、漁場及び漁村に関する関係機関等との連携及び連絡調整
- (7) 漁港、漁場及び漁村に関する情報誌の発行
- (8) 本協会の目的を達成するために必要な業務等の受託
- (9) その他本協会の目的を達成するために必要な事業

第 3 章 会 員

(協会の構成)

第5条 本協会は、次の会員をもって組織し、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

- (1) 正会員 長崎県、長崎県漁業協同組合連合会、九州信用漁業協同組合連合会及び本協会の目的に賛同して入会した市町、県内漁業協同組合
- (2) 賛助会員 一般社団法人長崎県漁場整備開発協会及び一般社団法人長崎県漁場整備開発協会以外の本協会の目的に賛同して入会した団体

(正会員等の資格の取得)

第6条 会員となろうとする者は、名称(氏名)・住所を記載した加入申込書を、会長に提出しなければならない。

2 会長は前項の加入申込書を受けたときは、理事会の議決によって加入の諾否を決し、その旨を加入申込者に通知する。

(会 費)

第7条 正会員(長崎県、長崎県漁業協同組合連合会、九州信用漁業協同組合連合会を除く。)及び賛助会員は(一般社団法人長崎県漁場整備開発協会を除く。)は毎年度、総会において別に定める額を納入する義務を負う。

(退 会)

第8条 会員は、事業年度の終了する日の60日前までに、会長に書面により退会の予告をし、その事業年度の終りに退会することができる。

(除 名)

第9条 会員が次の各号の一に該当するときは、総会の決議によって当該会員

- を除名することができる。この場合においては、その総会の日の1週間前までに、その会員に対し書面をもって通知し、総会において除名しようとする会員に弁明の機会を与えるなければならない。
- (1) この定款又はその他の規則に違反したとき
 - (2) 本協会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
 - (3) その他除名すべき正当な事由があるとき
- 2 前項の規定により会員を除名したときは、当該会員に対し除名した旨を通知しなければならない。

(会員資格の喪失)

- 第10条 前2条の場合のほか、会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。
- (1) 第7条の支払い義務を2年以上履行しなかったとき
 - (2) 総正会員が同意したとき
 - (3) 会員が解散したとき
- 2 会員が前項の規定によりその資格を喪失したときは、本協会に対する会員としての権利を失い義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。
- 3 本協会は、会員がその資格を喪失しても、既に納入した出資金及び会費その他の拠出金は、これを返還しない。

第 4 章 総 会

(種 別)

- 第11条 本協会の総会は、定時総会及び臨時総会とする。

(構 成)

- 第12条 総会は正会員をもって構成する。
- 2 前項の総会をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員総会とする。

(権 限)

- 第13条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額

- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開 催)

第14条 総会は定時総会として毎事業年度1回、6月までに開催するほか、必要がある場合に臨時総会を開催する。

(招 集)

第15条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。ただし、会長が欠けたとき又は事故あるときは、副会長が招集する。

- 2 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項等を記載した書面をもって、開催日の1週間前までに通知しなければならない。
ただし、正会員が書面によって議決権を行使できることを理事会において定めた場合は、2週間前までに通知しなければならない。
- 3 臨時総会は、理事会が必要と認めたとき又は総正会員の10分の1以上から総会の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面を会長に提出して、請求があったときを開催する。

(議 長)

第16条 総会の議長は、その総会において出席した正会員の中から選出する。

(定 足 数)

第17条 総会はこれを構成する正会員の過半数が出席しなければ開会することができない。

(議 決 権)

第18条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(決 議)

第19条 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
 - (2) 監事の解任
 - (3) 定款の変更
 - (4) 解散
 - (5) その他法令で定められた事項
- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第22条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(書面決議等)

第20条 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面又は代理人をもって議決権を行使することができる。

- 2 前項の規定による書面により議決権を行使する場合は、総会の日の前日の業務時間の終了までに、代理人により議決権を行使する場合は、総会の開催前までに文書を協会に提出しなければ無効とする。この場合において第17条及び第19条の規定の適用については出席者とみなす。

(議事録)

第21条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

- 2 議事録には、議長及び出席した正会員のなかからその会議において選出された議事録署名人2人が記名押印しなければならない。
- 3 議事録は総会の日から10年間主たる事務所に備え置くものとする。

第 5 章 役 員

(役員の設置)

第22条 本協会に次の役員をおく。

理 事 6名以上9名以内
監 事 2名以内

- 2 理事のうち会長1名、副会長1名及び専務理事1名とする。
- 3 前項の会長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、専務理事をもって同法第91条第1項2号の業務執行理

事とする。

(役員の選任)

- 第23条 理事及び監事は正会員のうちから総会の決議によって選任する。
ただし、会員以外の者から理事若干名を選任することができる。
2 理事及び監事は相互に兼ねることができない。
3 会長、副会長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

- 第24条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。
2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、本協会を代表し、その業務を執行する。
3 専務理事は、会長を補佐し、事務局を統括して、本協会の業務を執行する。
4 会長及び専務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

- 第25条 監事は理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本協会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

- 第26条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
4 理事又は監事は、第22条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、

なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第27条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(役員の報酬等)

第28条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事に対しては総会において定める報酬を支給することができる。

- 2 理事及び監事に、費用を弁償することができる。
- 3 前2項の規定に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

(顧問及び参与)

第29条 本協会に顧問及び参与を置くことができる。

- 2 顧問は理事会の推薦により会長が委嘱し、本協会の重要な事項に関して会長に対して意見を述べることができる。
- 3 参与は、関係行政機関のうちから会長が委嘱し、諮問に応じ会議に出席して意見を述べることができる。

第 6 章 理 事 会

(構 成)

第30条 本協会に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権 限)

第31条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 本協会の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長、専務理事の選定及び解職

(開 催)

第32条 理事会は次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき
- (2) 理事又は監事から理事会招集請求があったとき

(招 集)

第33条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故あるときは、副会長が理事会を招集する。
- 3 理事会を招集するには、理事及び監事に対し、会議の目的たる事項及びその内容並びに会議の日時及び場所を示して、開催日の1週間前までに文書をもって通知しなければならない。

(議 長)

第34条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、会長が欠けたとき又は会長に事故あるときは、副会長がこれに当たる。

(定 足 数)

第35条 理事会はこれを構成する理事の過半数が出席しなければ開会することができない。

(決 議)

第36条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があつたものとみなす。

(議 事 錄)

第37条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印しなければならない。
- 3 議事録は理事会の日から10年間主たる事務所に備え置くものとする。

第 7 章 資 産 及 び 会 計

(資産の構成)

第38条 本協会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 出資金
- (2) 会費
- (3) 賛助会費

- (4) 資産から生ずる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) 寄附金
- (7) その他の収入

(基本財産)

第39条 本協会に必要があるときは、基本財産を置くことができる。基本財産の処分は、理事会の決議を経てこれをしなければならない。

(資産の管理、処分及び運用)

第40条 本協会の資産については、その適正な維持管理に努め、管理、処分及び運用は、会長が行うものとし、その方法は理事会の決議により定める。

(経費の支弁)

第41条 本協会の経費は資産をもって支弁する。

(事業年度)

第42条 本協会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第43条 本協会の事業計画書及び収支予算書は、毎事業年度の開始の日の前日までに会長が作成し、理事会の決議を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間、備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第44条 本協会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の付属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）

- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の付属明細書
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号及び第4号の書類については、定時総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。
- 3 第1項の書類の他、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款、会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

第 8 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第45条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第46条 本協会は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(剰余金の分配制限)

第47条 本協会は、剰余金の分配を行うことができない。

(残余財産の帰属)

第48条 本協会が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第 9 章 事 務 局

(設置等)

第49条 本協会の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には所要の職員を置く。
- 3 職員は会長が任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

第 10 章 公告の方法

(公告の方法)

第50条 本協会の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第 11 章 補 則

(委 任)

第51条 この定款に定めるもののほか、本協会の運営に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律および公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般社団法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法人の解散の登記と一般社団法人の設立の登記を行ったときは、第42条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 本協会の最初の代表理事は友口郁洋、業務執行理事は溝口敏男とする。
- 4 第7条(会費)の変更条項は、令和2年6月18日(第43回定時総会開催日)から施行し、適用する。

一般社団法人長崎県漁港漁場協会役員名簿

平成26年6月5日現在

役職名	氏 名	所 属 団 体・役 職 名
会 長	友 広 郁 洋	松浦市長
副 会 長	高 屋 雅 生	対馬市副市長
専務理事	出 口 澄 洋	(一社)長崎県漁港漁場協会専務理事
理 事	原 田 泰 光	長崎市水産農林部長
理 事	江 上 悅 生	新上五島町長
理 事	川 端 獢	長崎県漁業協同組合連合会代表理事長
理 事	馬 場 元 朝	長崎県信用漁業協同組合連合会代表理事長
理 事	近 藤 守	上五島町漁業協同組合代表理事組合長
監 事	野 中 博 行	佐世保市農水商工部長
監 事	新 宮 隆 喜	小長井町漁業協同組合代表理事組合長

※ 任期は平成28年6月の定時総会終結時まで

社団法人長崎県漁港漁場協会会員名簿

平成26年6月5日現在

県	市町村	漁協・連合会		賛助会員
長崎県 (1)	長崎市	長崎市みなど漁協	五島ふくえ漁協	長崎県漁場整備 開発協会 (1)
	佐世保市	長崎市福田漁協	五島漁協	
	島原市	長崎市新三重漁協	奈留町漁協	
	諫早市	長崎市茂木漁協	若松町中央漁協	
	大村市	長崎市たちばな漁協	神部漁協	
	平戸市	野母崎三和漁協	若松漁協	
	松浦市	西彼町漁協	上五島町漁協	
	対馬市	瀬川漁協	有川町漁協	
	壱岐市	西海大崎漁協	奈良尾町漁協	
	五島市	大瀬戸町漁協	浜串漁協	
	西海市	大村湾漁協	郷ノ浦町漁協	
	雲仙市	瑞穂漁協	勝本町漁協	
	南島原市	橘湾東部漁協	箱崎漁協	
	(13 市)		壱岐東部漁協	
	長与町	島原半島南部漁協	石田町漁協	
	時津町	西有家町漁協	厳原町漁協	
	東彼杵町	有家町漁協	阿須湾漁協	
	川棚町	布津町漁協	美津島町高浜漁協	
	小値賀町	深江町漁協	美津島町漁協	
	佐々町	橘湾中央漁協	美津島町西海漁協	
	新上五島町 (7 町)		豊玉町漁協	
	佐世保市	多良見町漁協	峰町東部漁協	
	佐世保市	小長井町漁協	上県町漁協	
	佐世保市	川棚漁協	伊奈漁協	
	佐世保市	佐世保市漁協	佐須奈漁協	
	佐世保市	佐世保市南部漁協	上対馬南漁協	
	佐世保市	針尾漁協	上対馬町漁協	
	佐世保市	佐世保市相浦漁協	長崎県漁連	
	佐世保市	九十九島漁協	長崎県信漁連	
	平戸市	平戸市漁協		
	中野漁協			
	志々伎漁協			
	大島村漁協			
	生月漁協			
	館浦漁協			
	新松浦漁協			
	宇久小値賀漁協			
1	20		64	計 86

貸 借 対 照 表

令和 7 年 3 月 31 日 現在

(単位: 円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金預金	24,905,548	21,890,456	3,015,092
未収金	136,500	0	136,500
仮払金	28,208	31,261	△ 3,053
流動資産合計	25,070,256	21,921,717	3,148,539
2. 固定資産			
(1) 基本財産			
基本財産預金	40,600,000	40,600,000	0
基本財産合計	40,600,000	40,600,000	0
(2) 特定資産			
特定資産合計	0	0	0
(3) その他固定資産			
什器備品	980,153	980,153	0
什器備品減価償却累計額	△ 950,482	△ 948,202	△ 2,280
その他の固定資産合計	29,671	31,951	△ 2,280
固定資産合計	40,629,671	40,631,951	△ 2,280
資産合計	65,699,927	62,553,668	3,146,259
II 負債の部			
1. 流動負債			
未払金	731,510	214,702	516,808
預り金	0	89,960	△ 89,960
仮受金	6,000	6,000	0
未払法人税等	71,000	71,000	0
流動負債合計	808,510	381,662	426,848
2. 固定負債			
固定負債合計	0	0	0
負債合計	808,510	381,662	426,848
III 正味財産の部			
1. 指定正味財産			
出資金	40,600,000	40,600,000	0
指定正味財産合計	40,600,000	40,600,000	0
2. 一般正味財産			
(2) その他一般正味財産	24,291,417	21,572,006	2,719,411
一般正味財産	24,291,417	21,572,006	2,719,411
正味財産合計	64,891,417	62,172,006	2,719,411
負債及び正味財産合計	65,699,927	62,553,668	3,146,259

正味財産増減計算書

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

(単位:円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
基本財産運用益	611	611	0
基本財産受取利息	611	611	0
受取会費	24,629,596	24,538,444	91,152
正会員受取会費	24,179,596	24,138,444	41,152
賛助会員受取会費	450,000	400,000	50,000
事業収益	419,180	138,450	280,730
機関誌事業収入	291,180	138,450	152,730
研修事業収入	128,000	0	128,000
雑収益	173,412	217,959	△ 44,547
受取利息	18	0	18
雑収益	173,394	217,959	△ 44,565
経常収益計	25,222,799	24,895,464	327,335
(2) 経常費用			
事業費	21,281,366	17,621,423	3,659,943
役員報酬	3,820,000	3,820,000	0
給料手当	2,886,601	2,329,711	556,890
臨時雇賃金	698,071	58,457	639,614
福利厚生費	797,772	413,347	384,425
旅費交通費	2,122,585	1,784,560	338,025
通信運搬費	434,264	414,104	20,160
消耗什器備品費	344,615	209,088	135,527
消耗品費	411,960	333,610	78,350
印刷製本費	1,105,387	605,946	499,441
賃借料	2,843,316	2,279,895	563,421
諸謝金	199,644	166,233	33,411
支払負担金	4,702,800	4,708,600	△ 5,800
会議費	750,664	444,720	305,944
減価償却費	2,280	5,287	△ 3,007
雑費	161,407	47,865	113,542

正味財産増減計算書

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

(単位:円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
管理費	1,150,929	1,079,604	71,325
役員報酬	180,000	180,000	0
給料手当	140,789	143,443	△ 2,654
福利厚生費	49,120	25,450	23,670
会議費	199,960	144,679	55,281
旅費交通費	237,977	251,854	△ 13,877
通信運搬費	27,357	26,832	525
消耗什器備品費	14,359	8,712	5,647
消耗品費	10,266	14,862	△ 4,596
印刷製本費	124,196	114,664	9,532
賃借料	132,881	115,208	17,673
雑費	34,024	53,900	△ 19,876
経常費用計	22,432,295	18,701,027	3,731,268
評価損益調整前経常増減額	2,790,504	6,194,437	△ 3,403,933
評価損益等計	0	0	0
当期経常増減額	2,790,504	6,194,437	△ 3,403,933
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
経常外収益計	0	0	0
(2) 経常外費用			
経常外費用計	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0
当期一般正味財産増減額	2,790,504	6,194,437	△ 3,403,933
法人税、住民税及び事業税	71,093	71,891	△ 798
一般正味財産増減額	2,719,411	6,122,546	△ 3,403,135
一般正味財産期首残高	21,572,006	15,449,460	6,122,546
一般正味財産期末残高	24,291,417	21,572,006	2,719,411
II 指定正味財産増減の部			
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	40,600,000	40,600,000	0
指定正味財産期末残高	40,600,000	40,600,000	0
III 正味財産期末残高	64,891,417	62,172,006	2,719,411